

# 令和3年度地域食農連携プロジェクト推進事業業務委託 企画提案コンペ参加仕様書

## 1 事業の目的

本県では、これまで6次産業化の推進や三重ブランド認定制度を活用した県産農林水産物の高付加価値化の支援、みえフードイノベーションの取組による生産者、食品関連事業者、製造事業者、大学、研究機関、市町、県などが連携した新商品や新サービスの開発に取り組んできた。

本事業では、これらの取組を昇華させるものとして、地域内外の多様な関係者が協働して、産業連携や異業種等の技術や知の集積を融合することによるイノベーションの誘発、消費者ニーズや消費行動の変化に対応するバリューチェーンとサプライチェーンの構築に取り組みながら、地域経済の発展、社会的課題解決と経済的利益の両立、持続可能な地域産業の創造につながる新しいビジネスモデルの創出を推進することを目的とする。

## 2 委託業務の内容

「令和3年度地域食農連携プロジェクト推進事業業務委託仕様書」のとおり

## 3 契約上限額

5,800,000円（消費税及び地方消費税を含む）

## 4 対象となる経費

本業務の対象となる経費は、令和3年度地域食農連携プロジェクト推進事業業務委託仕様書のとおり。

対象となる経費が委託契約金額を下回った場合については、対象となる経費の額まで契約額を減額する。

## 5 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

### (1) 参加者資格

- ・当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

### (2) 最優秀提案者資格

- ・三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- ・三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ・三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

## 6 契約条件

- |           |                           |
|-----------|---------------------------|
| (1) 委託業務名 | 令和3年度地域食農連携プロジェクト推進事業業務委託 |
| (2) 契約期間  | 契約日から令和4年3月25日（金）まで       |
| (3) 成果品   | 仕様書のとおり                   |

## 7 参加確認申請書の提出

(1) 本事業を受託しようとする者は、企画提案書の提出に先立ち「企画提案コンペ参加資格確認申請書」（第1号様式）を作成のうえ、1部提出すること。

(2) 提出期限等

企画提案コンペ参加資格確認申請書は、持参又は郵送で提出すること。（電子メール、FAXに

よる提出は受け付けないこととする。)

提出期限は、令和3年6月2日(水)15時必着とする。

郵送の場合は、電話にて提出先に到達を確認すること。

(3) 提出先

〒514-8570 津市広明町13番地

三重県農林水産部フードイノベーション課(県庁6階)

電話 059-224-2391

## 8 企画提案コンペの実施

企画提案者が本参加仕様書に基づき提出した企画提案資料及び提案者によるプレゼンテーションにより、別に設置する「令和3年度地域食農連携プロジェクト推進事業業務委託企画提案コンペ選定委員会」においてその内容の審査を行い、優秀企画提案を選定したうえでその提案を提出した最優秀提案者と委託契約を締結する。

本企画提案コンペは、最優秀提案者を決定するために、業務における具体的な取組内容についての提案を求めるものであり、事業実施上の成果を求めるものではない。

実際に委託契約を締結するにあたっては、県と最優秀提案者との協議により詳細な事業内容を決定するものとする。

なお、企画提案コンペの審査基準は、以下のとおり。

(1) 的確性

・仕様書に示す本事業の目的に合致し、業務を進めるうえでの目標等が的確に示されているか。

(2) 企画性

・農林漁業者及び地域の様々な事業者等のマッチングが促進され、本事業の効果的かつ効率的な推進が期待できる企画となっているか。

(3) 専門性

・本事業に関係する専門知識、ノウハウや農林漁業者及び地域内外の様々な事業者等とのネットワークを有するなど、本事業を一貫して実施できるか。

(4) 調整力

・本事業を実施するにあたり、関係機関と十分協議し実施するための方針が示されているか。

(5) 情報発信力

・本事業に関する効果的な情報発信等を行い、新たな参画者やプロジェクトの掘り起こしにつながる内容となっているか。

(6) 経済性

・十分な効果が期待できる、適正な見積もりかつ費用対効果の高い内容となっているか。

(7) 業務推進体制

・本業務を円滑に遂行するための業務体制となっているか。

## 9 企画提案関連資料の提出

(1) 提出を求める企画提案関連資料

下記のアからウまでを1式とし、10部(正本1部、副本9部)提出すること。

ア 事業企画書(第3号様式)

事業企画書は、次の(ア)から(カ)までに含まれるよう、A4版25ページ以内で作成すること

なお、本事業の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務と再委託を行わず自ら行う業務を明記すること。

(ア) 事業の概要

(イ) 各業務における具体的な企画

(ウ) 本事業に関する専門性

(エ) 関係機関等との連携体制

(オ) 本事業に関する情報発信方針

(カ) 業務推進体制

イ 積算内訳（第4号様式）

令和3年度の委託契約期間中に本事業を実施するために必要な経費の全ての額（消費税等の一切の経費を含む。）を記載した積算内容

※本事業の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務と再委託を行わず自ら行う業務を明記すること。

ウ その他提出資料（様式は任意）

①過去に類似事業の実績があれば、これに関する資料（委託元、期間及び受託業務の概要等）

②その他提案に関する有効な資料

(2) 企画提案関連資料提出期限等

企画提案書は、持参又は郵送で提出すること。（電子メール、FAXによる提出は受け付けない。）

提出期限は、令和3年6月4日（金）15時必着とします。

郵送の場合は、電話にて企画提案関連資料提出先に到達の確認をすること。

(3) 企画提案関連資料提出先

〒514-8570 津市広明町13番地

三重県農林水産部フードイノベーション課（県庁6階）

電話：059-224-2391

## 10 質問の受付及び回答

企画提案に関する質問は、次のとおり必ず文書を提出して行うものとする。

(1) 提出方法

電子メール (f-innov@pref.mie.lg.jp) 又はFAX (059-224-2521) で受け付ける。

様式は自由で用紙はA4版を使用し、質問者の組織名、回答を受ける担当部署名、担当者の氏名、電話番号、電子メールアドレス及びFAX番号を明記すること。

電子メール又はFAXの場合は、送信後フードイノベーション課（電話059-224-2391）へ架電し着信を確認すること。

(2) 提出期限

令和3年5月28日（金）15時必着

(3) 提出先

〒514-8570 津市広明町13番地

三重県農林水産部フードイノベーション課（県庁6階）

電話：059-224-2391 FAX：059-224-2521

電子メール：f-innov@pref.mie.lg.jp

(4) 回答

受け付けたすべての質問及びその回答については、令和3年5月31日（月）17時までに県ホームページに掲載する。

## 11 プレゼンテーションの実施

提案者から提出される企画提案資料による審査と併せ、提案者のプレゼンテーションによる審査を実施する。

- ・日時 令和3年6月8日（火）午前（予定）
  - ・場所 津市広明町13番地 三重県庁6階 農林水産部ミーティングルーム（予定）
- なお、プレゼンテーションはWeb会議システムによりオンラインで実施し、提案者による説明15分、選定委員会の質疑10分とする。プレゼンテーションの時間割等については、提案書を提出したすべての者に令和3年6月7日（月）正午までに電子メール又はFAXにて連絡する。

## 1.2 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

最優秀提案者に提出を求める資料は、以下のとおり。提出期限は別途指示する。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）（有料）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの）の写し
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの（無料））の写し
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
- (4) 見積書（別途指示する）
- (5) 三重県物件等電子調達システム利用者登録をしていない事業者又は共通債権者（物件契約）登録をしていない事業者にあつては、「三重県財務会計システム共通債権者（物件契約）登録申出書」（第5号様式）

## 1.3 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県農林水産部フードイノベーション課において示す。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。  
また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。
- (4) 契約は、三重県農林水産部フードイノベーション課において行う。

## 1.4 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

## 1.5 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

## 1.6 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

## 1.7 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3

条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

## 18 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 発注所属に報告すること。
  - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

## 19 その他

- (1) 本コンペは、企画提案内容に基づき委託先候補者を決定するものであり、委託における詳細な事業内容、成果目標等に関しては、委託候補者と発注者が協議を行うことにより決定するものとする。
- (2) 企画提案に要する費用は、各提案者の負担とする。
- (3) 提出された各企画提案関連資料は返還しない。
- (4) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (5) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。
- (6) 契約に係る委託料の支払い等は、三重県会計規則の規定に従うものとする。
- (7) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条に罰則があるので留意すること。

## 20 連絡先(担当部局)

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県農林水産部 フードイノベーション課 イノベーション促進班  
電話：059-224-2391 FAX：059-224-2521  
電子メール：f-innov@pref.mie.lg.jp  
担当：行元、村井、有田